

# 令和2年第9回(12月)佐渡市議会定例会会議録(第6号)

令和2年12月22日(火曜日)

## 議事日程(第6号)

令和2年12月22日(火)午後1時30分開議

- 第1 発言の取消し
- 第2 (総務文教常任委員会付託案件)  
議案第153号、議案第159号、議案第162号、議案第167号、陳情第17号、陳情第20号、陳情第23号  
(市民厚生常任委員会付託案件)  
議案第154号、議案第155号、議案第158号、議案第163号から議案第165号まで、  
請願第9号  
(産業建設常任委員会付託案件)  
議案第156号、議案第157号、議案第160号、議案第161号、議案第166号、請願第10号、陳情第5号、陳情第21号、陳情第22号
- 第3 (決算審査特別委員会付託案件)  
議案第126号から議案第139号まで
- 第4 発議案第20号
- 第5 発議案第21号
- 第6 発議案第22号
- 第7 議案第168号
- 第8 議案第169号
- 第9 委員会の閉会中の継続審査の件

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

## 出席議員(21名)

1番	平	田	和太龍	君	2番	山	本	健	二	君
3番	林		純一	君	4番	佐	藤		定	君
5番	中	川	健二	君	6番	後	藤	勇	典	君
7番	北		啓	君	8番	室	岡	啓	史	君
9番	広	瀬	大海	君	10番	上	杉	育	子	君
11番	稲	辺	茂樹	君	12番	山	田	伸	之	君
13番	荒	井	眞理	君	14番	駒	形	信	雄	君
15番	山	本	卓	君	16番	金	田	淳	一	君

17番	中村良夫君	18番	中川直美君
19番	近藤和義君	20番	坂下善英君
21番	佐藤孝君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した者

市長	渡辺竜五君	副市長	伊貝秀一君
教育長	渡邊尚人君	総合政策監	日坂仁君
総務課長 (兼選挙 管理委員 事務局長)	中川宏君	企画課長	猪股雄司君
財政課長	平山栄祐君	市民生活課長	斉藤昌彦君
社会福祉課長	市橋法子君	子ども若者課長	大屋広幸君
高齢福祉課長	吉川明君	地域振興課長	岩崎洋昭君
観光振興課長	祝雅之君	建設課長	清水正人君
上下水道課長	宮城徹君	教育総務課長	坂田和三君
学校教員補佐	土屋一裕君	社会教育課長	市橋秀紀君
消防長	羽二生正博君	両津病院院長	伊藤浩二君
代監査委員	渡部直樹君	監査委員局長	加藤留美子君

事務局職員出席者

事務局長	山本雅明君	事務局次長	本間智子君
議事調査係	梅本五輪生君	議事調査係	岩崎一秀君

午後 1時30分 開議

○議長（佐藤 孝君） ただいまの出席議員数は20名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

ここで、議長として一言申し上げます。

去る8月7日、佐渡市議会議員政治倫理条例に基づく政治倫理審査会の報告を受け、稲辺茂樹君が就任している佐渡農業協同組合経営管理委員会副会長職を直ちに辞し、佐渡市議会の名誉と品位を守るよう議長から文書による厳重注意をしたところです。しかしながら、議長の注意内容に対して一向に対応しないことから、佐渡市議会としてこの対応を協議した結果、今定例会中において、議長から口頭注意を行うものであります。

稲辺茂樹君においてはこのことを真摯に受け止め、政治倫理の確保と市民からの信頼を回復する行動を取るよう強く求める。

なお、議員諸君においても、議会の品位をおとしめることがないように十分注意され、公務に努められるようお願いいたします。

---

#### 議会運営委員長の報告

○議長（佐藤 孝君） 次に、議会運営委員長より発言を求められておりますので、これを許します。

議会運営委員長、近藤和義君。

〔議会運営委員長 近藤和義君登壇〕

○議会運営委員長（近藤和義君） 本日の日程の追加について、議会運営委員会で協議した結果を報告します。

12月11日の荒井眞理議員の一般質問における発言に関し、本人より発言の一部を取り消したい旨の申出がありましたので、去る12月14日に議会運営委員会を開催し、協議した結果、発言を取り消すことを了承しました。よって、私の報告が終わり次第、発言の取消しについて簡易採決によりお諮りすることになりますので、ご了承願います。

報告は以上であります。

○議長（佐藤 孝君） これで議会運営委員長の報告を終わります。

---

#### 日程第1 発言の取消し

○議長（佐藤 孝君） 日程第1、発言の取消しを議題といたします。

お諮りします。お手元に配付したとおり、荒井眞理さんより、12月11日の本会議における発言の一部について、会議規則第65条の規定により、発言を取り消したい旨の申出がありました。この取消しの申出を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 異議なしと認めます。

よって、荒井眞理さんからの発言の取消しの申出を許可することに決定しました。（当該箇所227頁の下線部）

日程第2 (総務文教常任委員会付託案件)

議案第153号、議案第159号、議案第162号、議案第167号、陳情第17号、陳情第20号、陳情第23号

(市民厚生常任委員会付託案件)

議案第154号、議案第155号、議案第158号、議案第163号から議案第165号まで、請願第9号

(産業建設常任委員会付託案件)

議案第156号、議案第157号、議案第160号、議案第161号、議案第166号、請願第10号、陳情第5号、陳情第21号、陳情第22号

○議長(佐藤 孝君) 日程第2、各常任委員会に付託した案件についてを議題といたします。

まず、総務文教常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長、金田淳一君。

[総務文教常任委員長 金田淳一君登壇]

○総務文教常任委員長(金田淳一君) 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第109条及び第143条の規定に基づき報告します。

議案第153号 佐渡市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、電気自動車用急速充電設備の全出力の上限を現行の50キロワットから200キロワットまで拡大し、併せて火災予防上必要な措置を講ずるため、佐渡市火災予防条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第159号 公の施設に係る指定管理者の指定について(佐渡市総合体育館、佐和田テニスコート、佐和田野球場)。本案は、佐渡市総合体育館、佐和田テニスコート、佐和田野球場の指定管理者として一般財団法人佐渡市スポーツ協会を指定することについて、議会の議決を求めるものであります。指定の期間は令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間で、その間の指定管理料の上限額は8,595万円であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

なお、本委員会で付した意見は次のとおりであります。

意見。指定管理者との協定は、議会の議決後に締結するものであるが、審査に際しては協定の内容が確認できるものを提示すべきである。

議案第162号 令和2年度佐渡市一般会計補正予算(第13号)について。本案は、令和2年度佐渡市一般会計予算について、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ3,518万6,000円を追加するものであります。主な内容は、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う対策として、感染防止への対応、観光指定管理施設の事業継続への支援及び中学校の修学旅行の中止または延期に伴う保護者への支援に要する経費を計上するほか、工事発注時期の平準化に係る債務負担行為の設定を行うものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

なお、各常任委員会で付した意見は次のとおりであります。

意見。1、総務文教常任委員会。(1)、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、職員研修費について。新型コロナウイルス感染症の拡大により、安全確保のため研修が中止または期間短縮となり、旅費の減額となった。審査において、次年度以降の職員研修について、感染防止のためオンライン対応に取り組む予定であることを確認したが、市役所内での窓口対応をはじめ、その他市民と接するあらゆる職員の安全を担保するため万全の対策を講じること。

(2)、10款教育費、6項保健体育費、5目給食センター運営費、給食センター運営費について。給食センターの小規模な設備修繕費が、予算不足のため、緊急対応用として計上されている。当初予算計上においては、各施設の耐用年数や状況を確認の上、適正な更新計画を立案し、善処されたい。

2、産業建設常任委員会。(1)、2款総務費、1項総務管理費、17目特定有人国境離島地域社会維持推進費、創業・事業拡大等支援事業について。雇用機会拡充事業の補助金を受けて実施していた事業を途中で廃止したことに伴い、補助金の返還が生じた案件である。新型コロナウイルスの影響を受けて事業が継続できなくなったことは一定程度理解するが、経営方針の変更によって事業を廃止したことは、行政の補助を受けた自覚が乏しいものと思料する。今回のケースを踏まえて国と再度協議し、今後返還が生じることがないように対策を講じることを求める。また、採択された事業に対して追跡調査を行い、事業が適正に行われているかを把握するとともに、状況に応じて指導、助言を行い、雇用を継続できるように事業の適正な推進に努めること。

(2)、7款商工費、1項商工費、2目商工振興費、企業誘致・スタートアップ支援事業について。今回、佐渡ビジネスコンテストを開催して日本最大クラスの優遇措置を行い、企業を誘致する大きな事業であるため、国内外の多くの事業者から応募が来るよう、市が主体的にPRすること。また、誘致した企業の人材確保も含めた支援体制を構築すること。

議案第167号 令和2年度佐渡市一般会計補正予算(第14号)について。本案は、令和2年度佐渡市一般会計予算について、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ2,621万9,000円を追加するものであります。内容は、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う対策として、ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業に要する経費のほか、第4回CBS少年軟式野球「6年生選抜大会」全国大会に出場する選抜チームを応援するための経費を計上するものであります。審査の結果、修正可決すべきものとして決定しました。

修正理由。第4回CBS少年軟式野球「6年生選抜大会」全国大会に出場する選抜チームの支援策として、ボール及び帽子等の購入費や車両運行委託料として159万9,000円が計上されているが、十分な支援になっていないと思料する。コロナ禍の中、全国大会出場を勝ち取ったことは大変な快挙であり、選手、保護者及びチーム関係者が安心して大会に臨めるよう、追加の支援として選手の旅費、ユニフォーム及びマスク等の経費として104万2,000円を追加するものである。また、今後は全国大会出場等の補助について一定の基準を設けるべきである。

修正事項。歳入歳出予算事項別明細書中、次のとおり修正する。この欄の説明をさせていただきます。修正事項については歳入歳出予算事項別明細書をお示ししましたが、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、総務一般経費の8節旅費の費用弁償について、補正額はありませんでした。52万8,000円を計上し、10節需用費の消耗品費について、補正額16万9,000円のところを68万3,000円に修正し、補正額の合計を155万9,000円から260万1,000円に修正し、その財源であります20款繰入金、2項基金繰入金の財

政調整基金繰入金を増額するものであります。

陳情第17号 佐渡に美術館を考えることについての陳情。本陳情は、防災拠点庁舎整備についての市民説明会において、真野行政サービスセンター3階フロア活用の要望の中に美術館の提案があることから、美術館を立ち上げる際の会議等への参加、本庁舎新設の際に美術品を展示するなど市民の声を聞くこと及び美術品の取扱いについて専門家からの意見を取り入れることを求めるものであります。

本委員会は、市が美術館構想を立ち上げる際や美術品を庁舎などに展示する際には、市民や専門家の意見を聞いてほしいという趣旨を理解し、尊重したものであります。審査の結果、採択すべきものとして決定しました。

なお、本陳情は市長へ送付し、その処理経過及び結果の報告を請求すべきものとして決定をいたしました。

陳情第20号 市民説明会の開催を求める陳情。本陳情は、防災拠点庁舎の構想段階で市民説明会を実施し、意見を求めてきたにもかかわらず、その際提出された意見や要望をどのように評価したか不明瞭のまま防災拠点庁舎建設を進めようとしていることから、議論の場が設けられていないとして、防災拠点庁舎整備基本計画の見直し及び地質調査の結果に基づく市民説明会の開催を求めるものであります。

市による市民説明会は8月に10か所で開催され、多くの市民から熱心な質疑がなされたものと理解している。9月定例会では防災拠点庁舎基本設計予算について全議員の参加による聯合審査会が行われ、予算が可決されたことにより事業がスタートしている。陳情の審査において、11月から市長が市内各地を巡回する意見交換会を開始し、庁舎の説明もしていることが確認できた。今後、市内全域で継続して行われることになっている。また、今後の予定として、来年1月発行の市報「さど」に市民から寄せられた疑問点を説明する記事を掲載予定であること、1月22日から基本設計（案）を示し、市民からパブリックコメントにより意見を募集する予定であること、3月中にはパブリックコメント後に修正した基本設計と地質調査結果も含めた構想をホームページや支所、行政サービスセンター、図書館等で閲覧できるように対応することから、市民説明についての執行部の姿勢は怠りないものとする。市民に対して十分な説明を尽くすべきとの認識は、全委員共有するものである。しかし、本陳情では説明会の回数を特定していないこともあり、その捉え方について委員間で意見の違いがあった。そして、その手法についての考え方が異なっており、今回の結果に至ったものであります。審査の結果、賛成少数で不採択とすべきものとして決定しました。

陳情第23号 佐渡市役所の市民への対応についての陳情。本陳情は、市の市民への対応について、以下の事項の対応を求めるものであります。陳情事項。1、市民から提出された（適切な）意見、提言について、回答を希望したものは全て回答すること。2、市政事務嘱託員は、条例に基づき職務を行うものであるが、少子高齢化に鑑みて廃止を検討すること。

陳情の審査において、市担当者は陳情者と数々連絡を取り合い、面会も実施し、説明を繰り返していることが確認された。また、市政事務嘱託員の業務についても丁寧に説明を尽くしていることも確認された。嘱託員は市行政と地域をつなぐ重要な業務を担っており、その業務の見直しの検討は必要と思われるが、廃止の検討は時期尚早であるとの認識から今回の結論に至ったものであります。審査の結果、不採択とすべきものとして決定しました。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 以上で総務文教常任委員長の報告は終わりました。

これより議案第162号 令和2年度佐渡市一般会計補正予算（第13号）についてに関する委員長質疑に入ります。

中川直美君の質疑を許します。

中川直美君。

○18番（中川直美君） それでは、質疑を行います。

言うまでもありませんが、連日新型コロナウイルスの爆発的な感染拡大が広がっているということで、そういう点では今回のこの補正予算、いろいろ文句があっても反対できない予算なのだということに思っているところであります。ほかのこといろいろありますけれども、極めて重要なものだと思うのですが、本会議の上程のときにも質疑をしましたが、1つは疾病予防対策事業199万1,000円であります。高齢者施設等の入所の方に関するPCR検査ですが、自己負担もあるようですが、対象人数や施設はどの程度で、市の施設はどうなるのか。例えば先ほど総務文教常任委員長が、総務費の中では市役所内、内という言い方ではありましたが、窓口対応や市民と接触するあらゆる職員の安全を担保するというので、コロナの関係についても指摘事項があったわけですが、どうなのかということをお尋ねをします。

2点目は、PCR検査費の補助事業の関係です。言うまでもありませんが、今回のコロナの最大特徴は無症状の方が感染拡大を広げるということで連日ニュースにもなっているところでありますが、これ事実上、市内の事業所に勤める方々の事業者の社会的検査だと思うのです。個人事業者も対象になるようですが、具体的には対象事業者数などはどのようになっているのかお尋ねをしたいということになります。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

市民厚生常任委員長、山田伸之君。

○市民厚生常任委員長（山田伸之君） それでは、中川直美議員の質疑にお答えをさせていただきます。

まず、1番目の疾病予防対策事業（新型コロナ対策）ですが、まず概要をどのようなものか説明させていただきます。この事業は、高齢者福祉施設等入所予定者であってPCR検査を希望する者を対象としたPCR検査事業であります。検査対象数といたしましては、延べ80人を予定をしているという説明です。内訳としましては、新規入所者5人掛ける12回の検査です。この12回の検査というのは、令和3年1月から令和3年3月、週1回ということで12回分、プラス予備、延べ20人という形で、計80人の検査対象数を見込んでいるということでございます。施設でございますが、島内にあります介護老人福祉施設7施設、地域密着型介護老人福祉施設6施設、介護老人保健施設4施設、グループホーム8施設、居住系施設6施設、これは市施設の歌代の里等も含まれております。こちらの高齢者福祉施設に入所を希望する者が対象となります。自己負担額は2,000円となります。

続きまして、PCR検査費用補助事業150万円につきましての概要を説明させていただきます。この事業につきましては、感染流行地域等への出張や感染流行地域等からの来訪者の対応を行う市内事業者が自主的に従業員等に受けさせるPCR検査費用の一部を補助するものでございます。積算根拠といたしましては、月100件掛ける3か月で300件というのが積算根拠になります。対象者といたしましては、市内に事業所等を有する中小法人または個人事業者であって、従業員等が業務において感染流行地域等へ出張し、

または感染流行地域等からの来訪者の対応する事業者が対象者となるという説明でありました。

以上でございます。

○議長（佐藤 孝君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） これ一般的にマスコミにも言われていますが、PCR検査の行政検査についても、本来全額国が持つべきものを持たないことが足かせとなって全国的にも進んでいない。無症状者に対するものも本来これ全額国でやるべきだ、それでまず発見をするということが言われているわけなのですが、そうすると、これ悪いことではないと思うのですが、まず両者の疾病予防対策事業の財源はどのようになりますか。

2つ目、今言った1番と2番、つまり入所される方は疾病予防対策事業で対応して、そこの特別養護老人ホームとか福祉施設はPCR検査用の補助事業を使って、そこに従事をされている方々は対応するというような合わせ技になっているような気がするのですが、そういう考え方でいいのかと。もっと言いたいのは、5,000円の負担ですよ、その下の事業者に対するやつは。今PCR検査自体がネットでもできるみたいな話になって、大分安くはなっているのですが、そうでなくてもこういった事業者はコロナの中で極めて深刻な経営になっている、業務量も増えているということであると、この負担は何とかなしぐらい、もう少し低額にする必要が私はあったのではないかと思います、その辺の審査はどのようになっていますか。

先ほど冒頭のほうの疾病予防対策事業ですが、るる施設を言っていたきましたが、例えば市の直営施設である歌代の里だとか、すこやか両津、病院は別としても、その辺は具体的にどうなりますか。

○議長（佐藤 孝君） 山田市民厚生常任委員長。

○市民厚生常任委員長（山田伸之君） お答えさせていただきます。

すみません。質疑が多分にありましたので、答弁漏れがございましたら、失礼をいたします。

まず、財源でございますけれども、高齢福祉課の疾病予防対策事業につきましては、まず国庫補助金、疾病予防対策事業費等補助金が80万円、PCR検査負担金、これは自己負担になりますが、16万円ということとなっております。佐渡市PCR検査費用補助事業、これは事業者向けのものでございますけれども、佐渡市の負担と事業者からの負担という形の財源となっております。

あと、合わせ技……。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○市民厚生常任委員長（山田伸之君） これは合わせ技になるかということですが、全く別の事業でございます、あくまでも高齢福祉課に関しては新規入所を希望する者、個人に対するPCR検査の補助でありまして、一方の事業者向けのPCR検査費用補助金に対しては、事業者が自己努力の中で従業員に対してのPCR検査を市が補助をするというものでございます。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○市民厚生常任委員長（山田伸之君） 市の施設といいましても、これは個人の事業所等を対象とするものであって、あくまでも市の施設等は含まれないという説明でありました。

申し訳ありません。以上でございます。

○議長（佐藤 孝君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） そうしますと、先ほど総務文教常任委員長が読んだ、これは総務文教常任委員会のほうですが、感染防止のため、窓口対応や市役所での職員の安全を担保するということからすると、ちょっとずれているのかなと、市の施設も私やるべきではないかなと思うので、ずれているように思うのですが、その辺いかがですか。

合わせ技というのは、入所される方を検査をする。下のやつは個人事業者ですから、そこで働いている職員は本当に気を遣ってやっているわけだから、その方もやろうと思えば私はやれるのだろう、そういう意味で、入る方、その職員もというふうに私は理解をしたのですが、そういうふうにして理解してもらう必要があると思うのです。今、医療機関、介護、保育園、幼稚園、学校、学童保育など、クラスターの問題で極めて深刻な状況ですから、そういうことも周知をする意味で、これテレビで中継もやっているのですが、どうですか。

そこで、もう一つ聞きます。先ほど言いましたが、補助金の交付要綱第2条の交付対象者の中で、資本金の額を問わないというところがありますよね。あるのだけれども、そうすると個人事業者もいいということは、農業をやっている方も事業者というふうにカウントできますか。つまり、そういったことが私今必要だと思って。全国的にはたしか三島市がこういう社会的検査を、国がやらないものだから頑張ってやっているというのもニュースになっていましたが、その辺、農業やっている方、商店の事業者、個人事業者もいますよね、そういう方は対象になるのですか。

○議長（佐藤 孝君） 山田市民厚生常任委員長。

○市民厚生常任委員長（山田伸之君） お答えいたします。

まず、1点目の介護老人福祉施設とか、そういうまさに委員会の中でも今クラスターとして問題となっているような、例えば病院に勤める職員、そして介護老人福祉施設、学校、保育園、そういったところに勤める職員の方々、いわゆるエッセンシャルワーカーといわれる方々へのPCR検査も実施すべきだという意見も本委員会の中で出ました。一方、いわゆる無症状者に対するPCR検査を行うことによる、例えば体制の問題、医療機関への負担等も含めた問題点はないのかという指摘も本委員会の中で出ました。そういった委員会の意見、それを各所管課持ち帰って検討したい。今回初めてこのPCR検査事業を始めたということもあって、そういった動向を見ながら今後検討していきたいという説明がございました。

あともう一点、農業者、あと個人事業者等の条件等ということでございましたが、具体的な中身の個人事業者の条件等は審査をしておりますが、あくまでこれ申請をしていただいて、その申請で各所管課のほうでチェックを行うということでございます。あくまでも条件は、従業員等が業務において感染流行地域等へ出張し、または感染流行地域等からの来訪者に対応する事業者というのが一応の立てつけになっております。

以上でございます。

○議長（佐藤 孝君） 以上で議案第162号に関する委員長質疑を終結いたします。

これより議案第162号 令和2年度佐渡市一般会計補正予算（第13号）についての採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤 孝君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、陳情第20号 市民説明会の開催を求める陳情に関する委員長質疑に入ります。

中村良夫君の質疑を許します。

中村良夫君。

○17番（中村良夫君） 総務文教常任委員長を始め、委員会の皆さんご苦労さまです。陳情第20号、市民説明会を求める陳情について質疑をします。

先ほど委員長から報告ありましたけれども、改めて。1点目は、この陳情は防災拠点庁舎整備の基本計画と地質調査の結果の2つについて、改めて市民説明会を求めているものであります。審査報告でも触れていますけれども、8月に10地区の説明会等も行われてきましたけれども、改めて10地区の市民説明会を求めているものなのか、その辺の審査における状況はどうだったのか、これが1点です。

2点目に、陳情の採択について、賛成と反対が分かれています。賛成少数で不採択になっています。市民に対して十分な説明を尽くすべきとの認識は全委員共有するものであるとなっているが、どうして賛否が分かれたのか。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

総務文教常任委員長、金田淳一君。

○総務文教常任委員長（金田淳一君） それでは、お答えをさせていただきます。

まず、最初の質問ですが、10地区の市民説明会を求めているものなのかというご質問ですが、私ども審査の中で陳情者の方からお話を伺うことはありませんので、その具体的な詳細とかは分かりません。審査の中で、推測の中での各委員の意見交換はありましたけれども、具体的に10地区で求めているかどうかということは分かりません。

2つ目の、陳情の採択についてですが、全委員は市民に対してしっかりと説明をするべきだということは共通の認識だということは先ほど申し上げました。なぜ分かれたかということですが、先ほど委員長報告の中でも述べましたが、市長が市内全域を歩くことにして意見交換会を今継続中である、それから市報についても詳細の説明をする予定である、それからパブリックコメントもこれから募集をする、またパブリックコメントが出た後に基本設計と地質調査結果を含めたものをお示しをして対応するというふうな説明がありましたので、それで十分だという考えの委員と、そうではなくて、やはりきちっとした単独のそういう市民説明会という形を実施したほうがいいのではないかという意見に分かれたということで、この2つの対応に、賛成反対の判断になったというふうに理解をしております。

○議長（佐藤 孝君） 中村良夫君。

○17番（中村良夫君） それでは、3月中にパブリックコメントと地質調査結果を公表する方向のようですが、仮に陳情の趣旨のように市民説明会を行うとしたらいつ頃になると考えられるのか。どうでしょうか。

○議長（佐藤 孝君） 金田総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（金田淳一君） 私どもは執行権も何もありませんので、そういう説明はお答えにくいと思います。ただ、仮にということには大変お答えにくいのですが、この今までの審査の経過を考えま

すと、要するに皆様方の意見がある程度届いてから、行うのであれば行うことがいいのではないかなという、その程度のことしか私たちには答えられません。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 以上で陳情第20号に関する委員長質疑を終結いたします。

これより陳情第20号 市民説明会の開催を求める陳情についての採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は不採択であります。本案の採決は会議規則第70条第1項の規定により、原案に賛成する者の起立により行います。念のため申し上げます。委員長の報告にかかわらず、陳情第20号について賛成される方は起立されるようお願いいたします。

それでは、お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤 孝君） 起立少数であります。

よって、本案は不採択と決しました。

次に、陳情第23号 佐渡市役所の市民への対応についての陳情についての採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は不採択であります。本案の採決は会議規則第70条第1項の規定により、原案に賛成する者の起立により行います。念のため申し上げます。委員長の報告にかかわらず、陳情第23号について賛成される方は起立されるようお願いいたします。

それでは、お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤 孝君） 起立なしであります。

よって、本案は不採択と決しました。

次に、ただいま議決いたしました議案第162号及び陳情第20号、陳情第23号を除く総務文教常任委員会付託案件について採決を行います。

議案第167号に対する委員長の報告は修正可決、そのほかの本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

ただいま議案第167号 令和2年度佐渡市一般会計補正予算（第14号）についてが修正議決されましたので、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に一任されたと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 異議なしと認めます。

よって、議案第167号についての条項、字句、数字、その他の整理については議長に委任することに決

定いたしました。

次に、市民厚生常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

山田市民厚生常任委員長。

〔市民厚生常任委員長 山田伸之君登壇〕

○市民厚生常任委員長（山田伸之君） 委員会審査報告。

本委員会付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第109条及び第141条の規定に基づき報告します。

議案第154号 佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、地方税法施行令の一部を改正する政令において、給与所得控除及び公的年金等控除を10万円引き下げるとともに、基礎控除を10万円引き上げることとされたことに伴う所要の改正を行うため、佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第155号 佐渡市小木子育て支援センター条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、小木子育て支援センター内に開設している小木児童クラブの移転に伴い、放課後児童健全育成事業を当該センターの実施事業から削除するため、佐渡市小木子育て支援センター条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第158号 公の施設に係る指定管理者の指定について（真野第2保育園、西三川デイサービスセンター）。本案は、真野第2保育園及び西三川デイサービスセンターの指定管理者として社会福祉法人佐渡ふれあい福祉会を指定することについて、議会の議決を求めるものであります。指定の期間は令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間で、その間の指定管理料の上限額は1億1,454万3,000円であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第163号 令和2年度佐渡市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について。本案は、令和2年度佐渡市後期高齢者医療特別会計予算について、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ155万円を追加するものであります。主な内容は、税制改正に伴う後期高齢者医療システムの改修経費を計上するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第164号 令和2年度佐渡市介護保険特別会計補正予算（第4号）について。本案は、令和2年度佐渡市介護保険特別会計予算について、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ4,383万5,000円を追加するものであります。主な内容は、被保険者の状況及び介護サービス利用の動向に基づき、総務費を減額し、保険給付費を増額するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第165号 令和2年度佐渡市病院事業会計補正予算（第4号）について。本案は、令和2年度佐渡市病院事業会計予算について、収益的支出の予定額に160万3,000円を追加し、資本的収入の予定額に478万3,000円を追加し、資本的支出の予定額に1,607万1,000円を追加するものであります。主な内容は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止策としての医療機器、備品等の購入、屋外設置用診察ボックスの設置工事に係る経費を計上するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

請願第9号 老齢基礎年金等の抜本的な改善を求める意見書提出の請願。本請願は、従前から年金支給額の減額改定が続き、マクロ経済スライドの調整率によって今後も基礎年金を減額する計画であることや、

消費税増税、医療関係保険料の負担増、コロナ禍での不況も相まって、年金の削減が年金受給者の生活に深刻な影響を及ぼしていることから、高齢者も若者も安心して老後を暮らせるよう、老齢基礎年金等の支給額を改善することを求める意見書を政府に対し提出することを求めるものであります。審査の結果、採択すべきものとして決定しました。

以上であります。

○議長（佐藤 孝君） 以上で市民厚生常任委員長の報告は終わりました。

これより請願第9号 老齢基礎年金等の抜本的な改善を求める意見書提出の請願についての討論に入ります。

中村良夫君の賛成討論を許します。

中村良夫君。

〔17番 中村良夫君登壇〕

○17番（中村良夫君） 日本共産党市議団の中村良夫です。老齢基礎年金等の抜本的な改善を求める意見書提出の請願について、賛成討論を行います。

議員の皆さん、既に新潟市を始め全国の政令指定都市20市の市長名で、国へこの要望書を提出されています。厚生労働省は、年金支給額を7年前の2013年10月から2015年4月までに3.4%の減額改定をしました。その後も削減は行われてきました。今年、2020年度は物価の伸びよりも0.3%の削減となりました。政府の計画では、少子化と平均余命の伸びを理由として、基礎年金はこれからも30年間にわたって30%も減額される計画であると伝えられています。皆さん、消費税増税や医療、介護保険料の負担増、コロナ禍での不況も相まって、年金の削減は三重の打撃を受けるとなっています。年金は、そのほとんどが消費に回ります。年金削減は、高齢者の購買力を低下させ、生きる糧としての食生活さえ切り詰めるを得ない深刻な状態をもたらし、佐渡の地域経済と地方財政に大きな影響を与えています。さらに、毎年の年金額削減改定で、生活保護世帯へ移行する高齢者も増えてきています。このような危機的状況の中で、高齢者も若者も安心して暮らしていけるような年金額にすることが必要ではないでしょうか。

最後になりますけれども、若者も高齢者も安心して老後を暮らせるように、老齢基礎年金等の支給額を改善していただきたい、このような請願です。良識ある議員諸氏の賛同をお願いし、私の賛成討論を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤 孝君） 以上で中村良夫君の賛成討論は終わりました。

請願第9号についての討論を終結いたします。

これより請願第9号 老齢基礎年金等の抜本的な改善を求める意見書提出の請願についての採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は採択であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤 孝君） 起立多数であります。

よって、本案は採択と決しました。

次に、ただいま議決いたしました請願第9号を除く市民厚生常任委員会付託案件について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、産業建設常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員長、駒形信雄君。

〔産業建設常任委員長 駒形信雄君登壇〕

○産業建設常任委員長（駒形信雄君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第109条、第141条及び第143条の規定に基づき報告します。

議案第156号 佐渡市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、耐用年数が経過した羽茂地区の本郷住宅2戸を廃止するため、佐渡市営住宅条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第157号 公有水面埋立てに係る意見について（松ヶ崎地内）。本案は、松ヶ崎地内において、新潟県が実施する主要地方道佐渡一周線岩首工区道路拡幅工事に必要な道路用地及び海岸保全施設用地を造成するため、公有水面を埋め立てることについて新潟県知事から意見を求められており、異議のない旨答申することについて、議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第160号 訴えの提起について。本案は、長期にわたる市営住宅の家賃滞納者に対し、建物の明渡し並びに未払い家賃等及び明渡しまでの家賃相当損害額の支払いを請求する訴えを提起することについて、議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第161号 市道路線の認定について。本案は、松ヶ崎地内において、新潟県が実施する主要地方道佐渡一周線岩首工区道路拡幅工事に伴い、現在の県道部分を市道として認定する必要があるため、議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第166号 令和2年度佐渡市下水道事業会計補正予算（第3号）について。本案は、令和2年度佐渡市下水道事業会計予算について、収益的収支では収入の予定額に1億293万4,000円を追加し、支出の予定額から1,659万5,000円を減額するものであります。また、資本的収支では、収入及び支出の予定額にそれぞれ2,070万円を追加するものであります。主な内容は、起債償還に関する税率計算の見直しに伴う消費税の還付による収入の増額並びに下水道管渠布設替えに伴う委託料及び工事費の増額等であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

請願第10条 城塚公園芝刈り用乗用式芝刈り機購入の請願。本請願は、グラウンドゴルフが行われている城塚公園について、競技ができる環境を整えるために年間20回程度の芝刈りの作業が必要であり、グラウンドゴルフ協会の会員が手押し式芝刈り機で作業を行ってきたものの、高齢化により手押し式では作業

が厳しくなってきたことや、荒天以外は毎日グラウンドゴルフの練習などが行われていることから、以下の事項の対応を求めるものであります。

請願事項。1、乗用式芝刈り機を佐渡市で2台以上購入し、金井グラウンドゴルフ協会に貸与すること。  
2、現在の24ホールのゴルフ場を大会基準の32ホールに拡張すること。審査の結果、請願事項1について採択すべきものとして決定しました。

なお、本請願は市長へ送付し、その処理の経過及び結果の報告を請求すべきものとして決定しました。

陳情第5号 ATR42-600S型機の早期就航への陳情。本陳情は、現佐渡空港の滑走路で離発着可能なATR42-600S型機が2022年に完成予定であること、就航会社トキエアが発足したことなどから、島民の悲願である首都圏や各地への飛行機就航が現実味を帯びてきたため、チャンスを逃さないよう、トキエア株式会社の立ち上げに佐渡市の応分の負担を求めるものであります。審査の結果、その趣旨を採択すべきものとして決定しました。

陳情第21号 自家増殖を原則禁止とする種苗法改定の取りやめを求める意見書提出の陳情。本陳情は、現行制度の種苗法の見直しを行い、新品種保護の対策を基に第201回国会で種苗法改正案が上程されたが、農家での自家増殖の権利が著しく制限されることになり、農家の経営の圧迫や地域の農業の衰退を招きかねないこと、国連が採択した家族農業の10年や農民の権利宣言の精神とも相反するものであること、食料自給率の低い日本においては食料安全保障の観点からも逆行することなどから、種苗法改正の取りやめを求める意見書の提出を求めるものであります。審査の結果、賛成少数で不採択とすべきものとして決定しました。

陳情第22号 新型コロナ禍による米価下落対策に関する意見書提出の陳情。本陳情は、新型コロナウイルス感染の拡大により外食需要等が消失し、2019年産米の在庫が過大となり、本年産米の価格下落が発生したことや来年産の主食用米の需要に見合った適正生産量が本年産米の生産量から50万トンの減産が示され、水田農業が脅かされかねない事態となるものから、過剰な在庫や米価の下落に対する特別な対策を国が責任を持って行うことを求める意見書の提出を求めるものであります。審査の結果、採択すべきものとして決定しました。

以上であります。

○議長（佐藤 孝君） 以上で産業建設常任委員長の報告は終わりました。

これより陳情第21号 自家増殖を原則禁止とする種苗法改定の取りやめを求める意見書提出の陳情についての討論に入ります。

佐藤定君の賛成討論を許します。

佐藤定君。

〔4番 佐藤 定君登壇〕

○4番（佐藤 定君） 無会派の佐藤定です。自家増殖を原則禁止とする種苗法改定の取りやめを求める意見書提出の陳情について、賛成討論を行います。

改正種苗法は、現行では原則認められてきた登録品種の自家増殖を、許諾制という形で事実上禁止する内容です。これまで認められてきた農家の種取り権利が著しく制限されると同時に、許諾の手續にかかる費用や種子を毎年購入しなければならないなど、日本農業を支える圧倒的多数の農家にとっては新たな負

担が発生することになります。これは、農家の経営を圧迫し、地域農業の衰退を招きかねず、国際連合が採択した家族農業の10年や農民の権利宣言の精神とも相反するものです。

今回の改定に際し、農林水産省は国内で開発された品種の海外流出防止を強調していますが、海外への登録品種の持ち出しや海外での無断増殖を全て防ぐことは物理的に困難で、有効な対策は海外での品種登録を行うことが唯一の方法であると農林水産省自身も認めています。事実、シャインマスカットを育成した国立研究開発法人農業・食品産業技術研究機構が農家の自家増殖を契約栽培において禁止していたら、海外への流出は防げていたでしょうか。ブドウは、枝1本あれば増殖してしまいます。悪意を持って持ち出す者がいれば、農家に防ぐすべはありません。仮に農家が流出に加担していた場合はどうでしょうか。その苗が自家増殖されたものであれば、現在の種苗法でも第三者への譲渡販売は禁止されています。自家増殖を禁止せずとも現行法の範囲で対応できます。

種苗法改定の最大の目的は、知的財産の強化による企業利益の増大化にあります。例として、環太平洋パートナーシップ協定、通称TPPでは製薬会社から莫大な献金をもらったアメリカ共和党議員が、新薬データ保護期間を延長して薬価を高く維持しようとした基本構造と同じであります。一連の動きは、種子法廃止で米、麦、大豆の公共の種事業をやめさせ、農業競争力強化支援法第8条第4項で県などが保有する育種に関する知見を海外をも含む民間企業へ譲渡せよと要請し、今回の種苗法改定で農家増殖を制限したら、農家は企業に渡った種を買わざるを得ない状況をつくり、種の海外依存度を促進しかねません。このことは、今でさえ低い食料自給率をさらに引き下げかねません。

また、昔からその地域だけで栽培されている在来種は育成者権の対象外としていますが、在来種が登録される可能性も否定できません。地域の特性を残した在来種の栽培や種取りができず、多様な種子が失われることは、消費者の選択の権利を奪うことにもなりかねません。何百年もの間、農家が守り続けてきた種と苗は、人間の生命を支える共有財産であり、企業の私有物ではありません。地域農業や農家、消費者の権利を守り、安定した農作物や食料を確保する観点から、種苗法改定の取りやめを求める意見書提出に賛同をお願いいたします。

これで私の賛成討論を終わります。ありがとうございます。

○議長（佐藤 孝君） 以上で佐藤定君の賛成討論は終わりました。

陳情第21号についての討論を終結いたします。

これより陳情第21号 自家増殖を原則禁止とする種苗法改定の取りやめを求める意見書提出の陳情についての採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は不採択であります。本案の採決は会議規則第70条第1項の規定により、原案に賛成する者の起立により行います。念のため申し上げます。委員長の報告にかかわらず、陳情第21号について賛成される方は起立されるようお願いいたします。

それでは、お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤 孝君） 起立少数であります。

よって、本案は不採択と決しました。

次に、ただいま議決いたしました陳情第21号を除く産業建設常任委員会付託案件について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

ここで、場内換気のため、15分間休憩いたします。

午後 2時35分 休憩

---

午後 2時50分 再開

○議長（佐藤 孝君） 再開します。

---

### 日程第3 （決算審査特別委員会付託案件）

議案第126号から議案第139号まで

○議長（佐藤 孝君） 日程第3、決算審査特別委員会に付託した案件についてを議題といたします。

決算審査特別委員会に付託した案件について、委員長の報告を求めます。

決算審査特別委員長、上杉育子さん。

〔決算審査特別委員長 上杉育子君登壇〕

○決算審査特別委員長（上杉育子君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第109条の規定に基づき報告します。

議案第126号 令和元年度佐渡市一般会計歳入歳出決算の認定について。本案は、令和元年度佐渡市一般会計歳入歳出決算について、議会の認定を求めらるるものであります。審査の結果、賛成多数で認定すべきものとして決定しました。

なお、本委員会として指摘する主な事項は次のとおりであります。

指摘事項。1、組織体制について。当該年度の組織体制において、前年度が終わる直前に部制から課制へと変更する方針が決まったことは、行政運営に対しマイナスの影響が大きかった。また、審査を通じて、担当課及び担当者間の連携不足が複数確認されたが、これは組織の問題というより、共有する課題に対する姿勢の問題であると思料する。調整窓口はどこなのかを整理するとともに、縦割り行政の弊害を打破し、連携できる体制を構築するよう改善を求める。さらに、人事異動は時として組織の業務継続に支障を来すことがある。特に幹部職員の異動については慎重な対応を求める。

2、市長部局と教育委員会の在り方について。当該年度9月定例会に提案された学校給食センター業務委託関連予算は、賛成者なしという極めて憂慮すべき事態となった。また、11月には一般財団法人佐渡文化財団に対して市長名で業務改善指導が出されるなど、組織としての意思決定に相次いで問題が起きている。教育委員会は独立した行政委員会であり、市長部局への権限の集中を防止し、中立的、専門的な行政

運営を担保することを定められた組織である。市長部局及び教育委員会は、前述の2つの事例を教訓として、何が市民にとって重要なのか、議論を尽くしてから意思決定を行うことを強く求める。

3、最上位計画の立案について。平成31年度で終了する佐渡市将来ビジョンを引き継ぐ計画の策定は、結果として当該年度中に実現されず、市政運営方針を失うという事態となり、反省を促したい。市を取り巻く多くの課題を解消するには、各分野に存在する個別計画の着実な推進及びそれら計画が複雑に関わることへの整合性を図る必要がある。今後の計画策定に当たっては、市民の各年代、性別、職種、地域のバランスに配慮しながら意見を真摯に聴取し、明るい希望の持てる計画とされたい。

4、委託事業全般について。業務委託の内容が事業の目的に沿ったものか検証が不十分であり、市直営の場合と異なり、委託料の積算根拠が不透明である。また、事業の効果測定も委託先の実績報告により行われるため、費用対効果が不明瞭であると指摘する。よって、担当課は説明責任を果たす努力をすべきである。

5、出資団体について。市は、出資団体に対して団体の事業及び運営の公益性、公平性、透明性を保つため指導監督する責務がある。出資団体に対する市の関与について、判断基準や統一的な基本方針を早急に策定すべきである。

6、総務課。(1)、職員管理について。定員管理において、一般会計職員数は目標より削減が進んでいることは評価する。しかし、将来の行政経費削減の必要性及び類似団体との比較をすると、さらなる人件費の圧縮が求められる。働き方改革を推進し、業務の優先順位を検討することなどにより、長時間労働解消も併せた取組を図られたい。

(2)、職員研修について。類似団体に対して研修費が少ないとの説明であったが、質の高い職務遂行を目指して、研修の種類や対象者を増やすよう取り組まれたい。

(3)、ハラスメント対策について。ハラスメント対策を十分に講じること。また、市に相談窓口を設置するなど、出資団体についても市に準じた対策で対応できる体制を整えること。

7、防災管財課。財産管理について。普通財産の活用、処分及び借地の解消については、議会から再三にわたり指摘しているが、一向に改善の気配が見えない。早急に計画を定め、取り組むことを求める。

8、企画課。(1)、国の補助事業について。補助事業を活用して判明した課題及び改善点を関係省庁にしっかりと要望すること。また、補助事業を積極的に活用することによる企画を進められたい。

(2)、行政改革推進委員会について。任期2年間で議論できる範囲を市長諮問とし、答申を求めること。また、市民からの多様な意見が反映されるよう、委員の人選に当たっては任期の制限を設けるなど、検討されたい。

(3)、男女共同参画推進事業について。本事業は、職場を対象とした形式的な啓発活動にとどまっており、全ての市民が対象となっているとはいいがたい。よって、事業の遂行は市民生活課など人権政策を担っている担当部署に移管するべきである。

9、財政課。(1)、補助金適正化に向けた効果検証について。補助金適正化に向けた効果検証一覧の可否結果について、当該年度は補助金要綱が終期となるため、各課とのヒアリングが実施された。補助金事業が適切に執行されたのかをチェックする上で非常に有効な取組であるため、今後についても実施することを強く求める。

(2)、契約について。委託事業は、入札機会の公平性、委託料の公正性の観点から、原則として一般競争入札を行うべきであるが、1者見積りによる随意契約を複数年継続しているものが多く確認された。特殊事情を決裁する現行の仕組みは、客観性を担保するには不十分である。市民から疑念を持たれぬよう、その手法について改善を求める。また、プロポーザル方式による契約については、他市の取組などを研究の上、公募型プロポーザル方式事務マニュアルを整備し、市民の信頼を得るため、透明性、公平性を確保できるよう努めること。加えて、新規契約時には、定型的な契約以外について、財政課でリーガルチェックを行うよう改善すべきである。

10、市民生活課。(1)、温泉・地域活性化事業について。本事業は、温泉活性化協議会や各温泉施設事業者へ高率な補助を行い、集客を図ることで経営の安定を狙ったものであるが、その取組の主なものは観光振興的要素が強く、集客や収益増にはつながっていないと思料する。また、この協議会は補助金を交付する市自身が事務局となっており、不適切であると指摘する。温泉活性化協議会には、島民の健康増進に向けた取組を行うなど、抜本的な事業の見直しを再度求める。また、早急に温泉ビジョンを策定すること。

(2)、医療技術者奨学資金貸付金と人材確保について。私立の養成校は授業料等が高額であることから、制度維持の必要があると思料する。人材確保策として、Uターンなどで市内医療機関等に就職されている奨学金返済中の専門職への支援も検討されたい。また、職種別不足者数を把握するとともに、今後の推移についてシミュレーションを行い、政策立案への基本データとされたい。

11、社会福祉課。障害者外出支援事業について。本事業の福祉タクシー乗車券助成費は、定額の助成支援であり、病院から遠い地域の対象者にとって、実情に合っていないと思料する。支援の枠組みを距離に応じた算定や障害区分による基準なども加味し、再検討されたい。

12、子ども若者課。子ども若者相談事業、児童発達支援事業について。家庭児童相談員や巡回・療育支援員の活動は、子育ての不安解消などの成果が確認されている。支援が必要な子供、若者は増加傾向にあり、相談件数は倍増している。当事者の課題解決のために、人材確保及び体制強化を含め、早急に対応すべきである。

13、高齢福祉課。(1)、(線明)高齢者・障がい者向け住宅用火災警報器購入費助成事業について。更新時期が到来した高齢者世帯の火災警報器は、家電事業者の営業活動により更新が円滑に進むと予算審査の際に指摘をしていたものであるが、結果として設置目標を下回っている。予算の目的を達成するための手法として、今回の事例を参考とされたい。

(2)、特定施設待鶴荘介護報酬返還金について。12年間という長期にわたる介護保険不正請求事件の自主点検、精算及び旧職員への聞き取りの実施には637時間、人件費として実に133万7,700円を費やし、庁内業務への大きな負担となってしまったことは誠に遺憾である。また、市は介護保険事業所を監督する立場にあり、その所管施設での長期間に及ぶ不正行為は、民間事業所に対する信頼失墜につながり、その影響は大きい。二度と同じことが起きないように取り組むこと。

14、環境対策課。(1)、環境教育・環境学習推進事業について。環境を守る環境の島エコアイランドに向けた取組が不十分であったと思料する。世界農業遺産や世界文化遺産登録に向けても、美しい島のイメージを損なうわけにはいかない。かつて実施されていた環境フェアなどを改めて企画することにより、子供から高齢者まで環境意識の向上を図る取組を進めるべきである。

(2)、島民一丸となった環境美化活動推進事業について。本事業は、将来ビジョンの重点事業の位置づけとして、官民一体となって観光客等をおもてなしの心でお迎えする体制、環境をうたい、4課にまたがって3年間実施されてきた事業である。しかし、課によって観光シーズン期間中活動している部署、イベントの直前のみ活動する部署、支障木処理といった安全確保が主となっている部署など、4課の活動の取り組み方が異なっている現状である。島民一丸となった美化運動とするため、さらなる市民や事業所の参加を求め、官民一体となった事業展開を図りたい。

(3)、ごみ収集事業について。本事業は、合併前の業者選定が継続されているものと思料する。随意契約による契約と委託費用の妥当性について精査すること。

(4)、自然エネルギーの島構想について。本構想は、平成30年度に新潟県が打ち出した構想である。市民や関係団体等との合意形成を丁寧に行い、自然エネルギーの島構想実現のために、新潟県と連携しながら推進することを強く求める。

15、世界遺産推進課。佐渡金銀山ガイドンス施設管理運営事業について。きらりうむ佐渡は開館初年度であるが、入館者目標の5万5,000人を大きく下回る結果となった。世界遺産関連施設であることのイメージ醸成やPRなどにより集客増を図りたい。また、一般社団法人佐渡観光交流機構へ総合案内等の業務を委託しているが、同在している新潟交通佐渡株式会社の職員、市の職員との役割の区別ができていない。どのようなガイドンス施設を目指すのか、総合案内業務に何を求めるかなどを協議し、委託料に見合う施設管理運営となるよう指導すべきである。

16、地域振興課。(1)、雇用機会拡充事業補助金について。過年度に採択された事業が継続不能となり、補助金返還の事態に陥っている。また、令和元年度における採択率も高いことから、その継続性などについて正当に評価できているのか疑問を持たざるを得ない。よって、審査方針について再検討すべきである。今後は、補助金返還処理の確実な履行と実態調査により、事業の目的を達成すること。

(2)、販売促進等委託料について。企業間連携の実践を通じ、さどまる商品を5品製作した事業であるが、当該年度の実績はアース・セレブレーションで限定販売するにとどまっている。事業終了後の継続販売を期待された事業であることから、今後の反省材料とすること。

(3)、さどまる倶楽部について。設立当初からの所管は地域振興課である。運営については、一般社団法人佐渡観光交流機構に業務委託している。同倶楽部の目的を明確化した上で、所管課の役割分担を行う必要があると指摘する。

17、交通政策課。(1)、生活交通確保対策運行費補助金について。スクールワイド定期券は、高校生の通学などに一定の成果を上げていることを確認した。しかし、路線バスの運行ダイヤの少ない地域ではその恩恵が受けられない。遠隔地からの利便性確保に向けた取組をされたい。

(2)、空港対策事業について。県営佐渡空港の早期再開及び滑走路2,000メートル化に向け、一層の努力をすること。また、空路再開に向けた進捗状況の積極的な情報発信をすることを求める。

(3)、航路運賃低廉化事業について。家族の介護に通う島外在住者など継続的に来島される乗船者に対しても運賃低廉化が図られるよう、国に対して継続して要望されたい。

18、農林水産課。(1)、森林環境譲与税について。本譲与税を活用した年度別計画を着実に策定する必要がある。森林の利活用や景観整備等、地域住民の協力を得ながら進めること。

(2)、離島漁業再生支援交付金について。漁業者の高齢化等により事業継続が困難となっている地域への支援も含めて、効果的な仕組みづくりに努めること。

(3)、農地農業用施設災害復旧費について。被災復旧への支援が必要金額に対して不十分であることにより、耕作放棄につながっている現状がある。防災減災対策の観点及び世界農業遺産登録自治体としても、荒廃した農地を放置することは避けるべきである。関係課が連携して対策を講じるよう求める。

19、農業政策課。(1)、園芸作物振興事業について。本事業は、市単独の補助金により園芸振興を図るための事業であるが、利用状況は極めて低い。補助対象条件等を見直し、園芸規模の拡大と園芸振興を図ること。

(2)、販売網構築事業について。前年度同様、事業費の半分以上が島外販売のためのプロモーション企画等の委託料であった。農産物等の需給のマッチングや流通を一体的に行う地域商社機能の創出は実現に至らず、島内循環の仕組みづくりに関しても成果は見られなかったと言わざるを得ない。事業の目的、内容等を再検討すること。

(3)、畜産振興事業及び獣医師確保について。獣医師、削蹄師等の人材が不足しており、確保に向けて努力する必要がある。加えて、島内高校生による獣医系大学への進学につながるよう、キャリア教育の充実を進められたい。

20、観光振興課。(1)、一般社団法人佐渡観光交流機構について。機構の収入の約65%が市からの委託費や負担金となっている。随意契約ガイドラインが作成されていることは評価できるが、委託事業について理事による確認以外の監査が実施されておらず、チェック機能が不十分であると指摘する。機構内での監査業務の体制整備及び市の監査を実施すること。

(2)、インバウンド強化事業について。外国人旅行者のターゲットとする国籍を決めて事業を進めていることは理解するが、受入れのための研修、案内看板等の取組は追いついていないと史料する。特にガイド育成を早急に強化されたい。

21、建設課。(1)、安全・安心まちづくり事業について。高齢化集落支援や地域要望は、市民生活の基盤を支える事業であり、地域からの期待も大きい。優先度のみならず、地域間バランスにも配慮した対応とされたい。また、若年世代の世帯が新たに地域に定住することで高齢化率が下がり、事業の対象から除外される場合があるので、制度設計の改善を求める。

(2)、災害復旧費について。災害が頻発する昨今、災害復旧は当然のこと、その防災工事についても必要であると史料する。危険箇所点検を実施するとともに、国や県への要望活動により、市民生活の安全安心を図られたい。

22、上下水道課。浄化槽設置補助金について。浄化槽設置基数全体のうち、単独浄化槽の割合が69.8%と高い割合であることから、下水道処理の計画的な普及に併せて単独浄化槽から合併浄化槽への更新に取り組む努力をするべきである。

23、議会事務局。事務局体制について。議事録作成業務に多くの時間と労力が割かれ、政策調査などの本来すべき業務が十分に行われていない実態がある。議事録作成を円滑にするためのシステム向上により、本来の業務が可能となる事務局運営体制とすることを強く求める。

24、監査委員事務局。(1)、一般財団法人佐渡文化財団に関する監査結果報告について。一般財団法人

佐渡文化財団設立準備委員会負担金及び運営費補助金に係る事務執行についての市長要求に基づく監査結果公表が令和元年度を越えて新年度の4月3日となったことは誠に遺憾である。今後同じことが起こらないよう、時宜を見据えた賢明な業務遂行を強く求める。

(2)、適正かつ十分な監査体制構築について。市長要請に基づき実施された一般財団法人佐渡文化財団への監査結果により、当該団体への補助金支出の問題が確認された。しかし、この監査においては、平成30年度における補助金支出のみにとどまり、この事態に及んだ事業推進の背景や、令和元年度事業への監査には及んでいない。監査基準には財政援助団体への監査ができる規定があることから、今回の監査報告は不十分であると思料する。また、市が財政支援等を行うその他の団体に対しても、適宜必要な監査をされたい。加えて、市民から信頼される監査委員であり続けるよう、より一層の研さんに努めることを求める。

25、農業委員会事務局。農業委員会制度について。本制度は、法律の改正により農地利用の最適化の推進が農業委員会の中心業務と定義されるなど、制度が大きく変わり3年目となったが、中心業務に沿った評価、点検が行われていない。農業委員と農地利用最適化推進委員の職務分掌をしっかりと認識し、制度の活用に努めることを強く求める。

26、学校教育課。(1)、学校給食センター調理・配送業務委託について。当初予算に計上していない学校給食センター給食業務及び配送業務委託は、令和2年4月からの会計年度任用職員制度の開始を見据えて、9月の補正予算に計上提案されたものである。保護者説明会終了前での業者選定など、配慮に欠ける対応では、事業に対する信頼関係を構築させることはできないものとする。経費削減効果についても、市全体の人件費で見れば大幅な負担増であることが分かっていたにもかかわらず、市長部局からの期限厳守という強い指示の下、変更なく予定どおりの実施を進めていたことは誠に遺憾である。これは、ガバナンスの欠如から起こった事態であり、今後このようなことがないように厳しく指摘する。

(2)、いじめ及び不登校について。いじめ件数は前年比の3倍に増加し、不登校児童生徒数も高い割合で推移している状況である。しかし、教員の多忙化から、その対応が十分にできていない現状があると思料する。課題解決のためにスクールカウンセラーなど専門家の人材確保や体制強化を含め、子供たちを取り巻く環境を早急に改善するよう強く求める。

(3)、適応指導教室(あすなる教室)について。本教室は、令和元年度の拠点現行の真野図書館から畑野行政サービスセンターに新設する総合教育センター内に移す方針が利用者の意向を聞かずに決められた経緯がある。しかも、2月末に突然保護者に説明され、大きな困惑と反対に遭ったことから、拠点を2か所としたものの、結局新設した場所での利用実績はなかった。不登校児童生徒は、いつでも、どの地区でも予測されること、また両津、相川、南部地区に拠点拡充の要望が上がっていたことから、児童生徒や保護者の希望を調査した上で、実態に合った計画を展開するよう強く求める。

(4)、奨学金貸与事業について。本事業は、貸与希望者が多く、毎年約3億円の予算が必要となっている。財源である教育文化振興基金が近年中に枯渇することが想定されており、シミュレーションが不十分であったと思料する。事業継続できるような見直しをすることを強く求める。

(5)、文化・体育活動費支援事業について。教育分野に離島格差を反映するべきではないと思料する。遠征経費については、保護者負担が過大とならないように配慮すること。

27、社会教育課。(1)、一般財団法人佐渡文化財団について。市監査委員より平成30年度事業に対して厳しい指摘を受けている。令和元年度においても、予算消化のために事業を継続している感が拭えない。また、事業費に占める収入は、結果としてほとんどが公金で賄われていた。このような実情にありながら、理事や評議員にこの財団の目的を遂行する意志が見てとれないことは誠に遺憾である。担当課におけるチェック体制を早急に改善するよう強く求める。

(2)、社会教育事業について。令和元年度から支所・行政サービスセンター長が地区教育事務所長を兼任することとなったが、著しい事業の発展は見られなかった。市生涯学習推進計画の早期策定を進め、地区教育事務所と地区公民館及び活性化支援隊の連携を図り、ソフト面での活動強化を図りたい。

議案第127号 令和元年度佐渡市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について。本案は、令和元年度佐渡市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、議会の認定を求めるものであります。審査の結果、認定すべきものとして決定しました。

議案第128号 令和元年度佐渡市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。本案は、令和元年度佐渡市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、議会の認定を求めるものであります。審査の結果、認定すべきものとして決定しました。

議案第129号 令和元年度佐渡市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について。本案は、令和元年度佐渡市介護保険特別会計歳入歳出決算について、議会の認定を求めるものであります。審査の結果、認定すべきものとして決定しました。

議案第130号 令和元年度佐渡市下水道特別会計歳入歳出決算の認定について。本案は、令和元年度佐渡市下水道特別会計歳入歳出決算について、議会の認定を求めるものであります。審査の結果、認定すべきものとして決定しました。

なお、本委員会として指摘する事項は次のとおりであります。

指摘事項。公共下水道整備計画は、今後の人口の減少を十分に踏まえ、市民にかかる負担を増やさないよう計画の見直しを図ること。

議案第131号 令和元年度佐渡市小水力発電特別会計歳入歳出決算の認定について。本案は、令和元年度佐渡市小水力発電特別会計歳入歳出決算について、議会の認定を求めるものであります。審査の結果、認定すべきものとして決定しました。

議案第132号 令和元年度佐渡市歌代の里特別会計歳入歳出決算の認定について。本案は、令和元年度佐渡市歌代の里特別会計歳入歳出決算について、議会の認定を求めるものであります。審査の結果、認定すべきものとして決定しました。

議案第133号 令和元年度佐渡市すこやか両津特別会計歳入歳出決算の認定について。本案は、令和元年度佐渡市すこやか両津特別会計歳入歳出決算について、議会の認定を求めるものであります。審査の結果、認定すべきものとして決定しました。

議案第134号 令和元年度佐渡市五十里財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第135号 令和元年度佐渡市二宮財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第136号 令和元年度佐渡市新畑野財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第137号 令和元年度佐渡市真野財産区特別会計歳入歳出決算の認定について。以上4議案は令和元年度における各財産区特別会計歳入歳出決算について、

議会の認定を求めるものであります。審査の結果、賛成多数で認定すべきものとして決定しました。

なお、本委員会として指摘する事項は次のとおりであります。

指摘事項。当該地区の市民との合意形成を図り、可及的速やかに財産区の解消に努めることを強く求める。

議案第138号 令和元年度佐渡市病院事業会計決算の認定について。本案は、令和元年度佐渡市病院事業会計決算について、議会の認定を求めるものであります。審査の結果、認定すべきものとして決定しました。

なお、本委員会として指摘する事項は次のとおりであります。

指摘事項。相川病院の在り方について。今後、大規模な修繕が必要であることから、市としての医療構想に鑑みて、相川病院の修繕計画を策定すべきである。医療機関は市民生活の安全安心につながる重要な生活インフラであり、経営安定に向けた対応策の検討を行うことを求める。

議案第139号 令和元年度佐渡市水道事業会計決算の認定について。本案は、令和元年度佐渡市水道事業会計決算について、議会の認定を求めるものであります。審査の結果、賛成多数で認定すべきものとして決定いたしました。

なお、本委員会として指摘する事項は次のとおりであります。

指摘事項。監査委員に指摘されたように、合併前の簡易水道特別会計の台帳が未整理であったことによる資産の計上漏れや引当金繰入れ処理などで不適切な事務処理があったことは誠に遺憾である。事務処理におけるチェック体制の確立とともに、公会計から企業会計に移行していることを理解し、複数担当制による内部統制手続などの民間手法を導入することにより、決算手続に遺漏がないよう強く求める。また、市の地理的特徴による水道管延伸や水道施設の建設、維持及び簡易水道施設の接続が水道料金に反映していることについて、市民の理解を求めるよう努力すること。

以上であります。

○議長（佐藤 孝君） 以上で決算審査特別委員長の報告は終わりました。

これより議案第126号 令和元年度佐渡市一般会計歳入歳出決算の認定についてに関する委員長質疑に入ります。

中川直美君の質疑を許します。

中川直美君。

○18番（中川直美君） 今日市長も副市長も何か退屈しているのではないかと思います。この年度は市長の年度ではないので、あまり気にせず気楽に聞いていただければというふうに思っておりますが、ただし決算審査で指摘されていることについては取り入れるべき点はしっかりと取り入れていただきたいということなので、このことをまず申し上げておきたいと思いますが、質疑通告に出してあるとおりであります。実はこの年度、かなりいろいろなことが起きて、問題ある年度だったというふうに私は思っています。そこで、まず現市政でも生かせるような部分ということで質疑をさせていただきました。

1つは、通告してありますが、部制から課制へ変更したことが問題としているように読めるのです。また後でやりますが、組織が変わるといのは、そんなすぐぱっと変わるわけもないし、もともと議会の意向と執行部の意向は違ったから、そんなすつとできるわけがないというのが現実だと思っておりますが、そこ

で一番気になるのは、平成30年12月に議会側が部制廃止を求める決議について、この決議を出したのだ。今回この意見をつけた決算審査特別委員会の中には上杉委員長も荒井委員も賛同者としてなっていたという話だ。ですから、このことが間違っていたということなのかどうなのか、ちょっとお尋ねをいたしたいというのが1つです。

2つ目は、委員長報告の中でもありましたが、学校給食センターの業務委託やあすなろ教室の移転新設問題です。利用者や住民合意における手続が問題であったと。特に学校給食センターの民間委託事案では、事実上、全会一致で否決されたという、これなかなかない話だと思って。全会一致で否決をされたというもののなのですが、その辺が一体どこにあったのか。この中ではガバナンスとか市長部局の強い要請があったみたいなのを言っているのですが、こういったところは今後も市長部局と教育委員会執行部との関係は予算の措置権の問題で関わるわけですが、しっかり教訓を導き出しておきたいと思うので、お尋ねします。

3点目は、文化財団についてであります。委員長報告の中にも詳しくありましたが、実は当年度に急に業務改善の文書を教育委員会が出した。急に。そして、昨年決算審査でも議会は指摘をしていました。そういうことでいうと、令和元年度においてはこういったことになっているのか、もう少し詳しく教えてください。決算審査は、言うまでもありませんが、執行部における1年間の予算を使った効果を議会が測定するものですが、逆に言えば、先ほどの部制ではないですが、決算の基になる予算を我々が決める、議会のそれが正しかったかどうかということも我々は自ら測定しなければと思うものから、そういった点でお聞きをしたいと思います。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

上杉決算審査特別委員長。

○決算審査特別委員長（上杉育子君） それでは、中川議員の質問にお答えします。

1つ目の質問ですが、部制から課制へ変更してきたことを問題としているのではないかと、そのように読み取れるという点におきまして、私どもの表現がうまくなかったと反省しております。まず、部制から課制へと変更するように決議も出し、そして変更された結果ではあります。変更されたことによって円滑な行政運営が期待されましたが、審査を通して、担当課及び担当者間の連携不足が複数確認されたということです。制度の変更は、平成30年12月議会で部制廃止を求める決議について行われたものと認識しておりますが、しかし、その後も部制を続けるという意思表示もあり、部制の継続を言われておりました。それが、平成30年度が終わる直前に突然部制廃止が表明され、5月の臨時会に上程されております。このタイミングがまず問題であったという意味でこのような記載になっております。

2つ目の学校給食センター業務委託やあすなろ教室の移転、新設についてですが、どちらも決定ありきの方針であったことが背景にあるということでございますし、また十分な説明もなく、強引に進める形になっていったところを問題があると思っております。

次に、3つ目の文化財団についてでございますが、昨年の平成30年度決算審査は11月に行われております。令和元年度の事業は、昨年の決算審査の報告が出されるまでは平成30年度と同様の形で進行しております。令和元年度の事業についても、計画と実績のずれを確認しております。昨年度の決算審査で指摘されたことが令和元年度において改善されているかという点では、100%ではないにしろ、改善されてい

ないと私どもは判断しております。

以上でございます。

○議長（佐藤 孝君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） 1つ目の組織の問題です。廊下で擦れ違ったとき、あなたの読み方の能力がないのだともちらっと言われたのですが、これは皆さんよく読んでみてください。今言ったのですが、タイミングの問題も言ったけれども、タイミングの問題そのものでいうならば、さっきも言いました、もともと対立をしていて、組織なんていうのはそんなに簡単に変わりません。これ読んでみてください。部制から課制へと変更する方針が決まった云々と。マイナスの影響が多かったと。その次です。これは組織の問題というより違う問題だと言っているのではないですか。これは後段にあるような、つまりこれは組織の問題というよりは、ということだから、後段に書かれている連携不足、縦割り打破、連携体制の構築への改善と、そっちのほうなのだろうというふうに私は読み取ったわけです、文脈からすると。ですから、本来で言うならば、この間の経過でいうと、グループ制とか結果として部制を改善した、もっとスピーディーなものを次年度以降やれというふうに渡辺市長に暗に言っているのかなと思ったもので聞のですが、そういう意味なのでしょうか。

2点目です。学校給食センター業務委託の関係ですが、皆さんお忘れだと思いますが、この案件は議会に補正予算を提案する前に保護者説明会が終わっていない。議会に提案する前に業者募集を行い、議会選定の第二次選考を最終的に決めていたというのです。あまりにもこういうやり方がひどいということで事実上否決になったのですが、教育委員会と執行部との関係は、一つ川があって、組織として溝があるわけですから、そういう場合どういような形で手順をするか。議会に出す手順、住民合意の取り方の手順というのはあるのでしょうかけれども、やっぱり基本は定式化しておかないとこういったような問題が起きると思うのですが、その辺はどう思いますか。

3点目です。文化財団の関係ですが、令和元年度も計画と決算のずれがあった。例えばこの年度に業務改善指導を出したのが11月21日です。つまり、4月から11月までほとんどひどかったということ。だから業務指導が出たのだ。7項目出ました。私はずっと指摘をしてきましたが、その中の一つである補助金の使い方、これそのものが条例や例規等に反していることが明記をされています、業務改善の中に。それが今回の決算審査ではどのように審査をされたのか。つまり、業務指導と補助金の条例、規則等に対して補助金の使い方は問題なかったのかお尋ねしておきたいというふうに思います。

○議長（佐藤 孝君） 上杉決算審査特別委員長。

○決算審査特別委員長（上杉育子君） 2回目の質問にお答えします。

本委員会としましては、組織体制については部制のようなグループ化的な方向を示唆するものではなく、報告にもございますように、組織体制の問題というより、共有する課題に対する姿勢の問題を指摘するものであります。

学校給食センター業務委託、あすなろ教室については、まさに中川議員のご指摘どおり、どちらも唐突なやり方であり、進め方に問題があったと判断しております。学校給食センター業務委託については、報告書にもありますが、ガバナンスの欠如から起こった事態であり、この部分についても問題があったということでもあります。報告書の市長部局と教育委員会の在り方についてのところの指摘にもありますように、

議論を尽くしてから意思決定を行うことを強く求めています。市民との向き合い方、手順を定式化する必要があるのではないかというご指摘でございますが、その点について審査を行っておりません。

文化財団ですが、先ほども申したとおり、令和元年度の事業は平成30年度と同様な形で進行してまいりましたので、補助金の使い方には問題があったままと判断しております。業務改善指導に照らしての補助金の使い方に関してどうだったかという詳しい審査のほうはいたしておりません。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） 最後に1点だけ、文化財団の関係でお尋ねをいたします。

今の言い方でいうと、補助金の使い方には問題があるというのが議会の判断だとするならば、これはきっぱりと不認定にしてやるべきだなというふうに私は思います。

そこで聞くのだけれども、前市政時代というのは特に補助金問題をやり玉に、やり玉というか、一番の問題ということにしてずっとやってきて、最後にこの始末というのは私は極めて格好悪いかというふうに思いますが、市長要請に基づく内部監査では、教育委員会から出すほうの行政だけを主軸として監査報告を出しているわけですが、今度は使った側のほうも内部監査に出せというようなご意見はございませんでしたでしょうか。一応代表監査委員も来ているので、付け加えてみました。

○議長（佐藤 孝君） 上杉決算審査特別委員長。

○決算審査特別委員長（上杉育子君） その点につきましては、監査委員事務局の適正かつ十分な監査体制構築についての部分で指摘してあるかと考えております。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 以上で議案第126号に関する委員長質疑を終結いたします。

次に、議案第126号 令和元年度佐渡市一般会計歳入歳出決算の認定についての討論に入ります。

荒井眞理さんの反対討論を許します。

荒井眞理さん。

〔13番 荒井眞理君登壇〕

○13番（荒井眞理君） 市民の声会派の荒井眞理です。議案第126号、2019年、令和元年度の一般会計決算には大きな問題が山積みであったことから、反対の立場で討論をいたします。

まずもって、議会は二元代表制の下、市民の代表である議員により構成されており、市の執行部を監視し、評価する役割を担っています。昨年度は前市政の4年目であり、脂の乗った政策が期待されるものでした。それまで、議会は二元代表制の一翼を担い、執行部に対して責任的に、分かりやすく、問題点の指摘を続けてまいりました。しかし、昨年度はそれまでの3年間の議会の指摘を生かすことなく、ガバナンスは総じて乱れていたと言わざるを得ません。市民社会にとっても非常に残念だったと言わざるを得ません。私たちは、決算審査特別委員9名で昨年度の市政運営に関わる決算を1か月以上にわたり慎重に調査、審査した結果を先ほど上杉育子委員長から報告させていただきました。

報告のとおり、決算審査の結果、組織のガバナンスの在り方、市長部局と教育委員会の関係は、それらの基本が失われていたと言わざるを得ません。まず、昨年度は部制廃止の問題から始まっていました。2年前のこの12月議会では、佐渡市の規模において部制は廃止し、課制に戻すべきであると、議員全会一致

で決議いたしました。しかし、前市長は2月定例会では、施政方針とともに、来年度も部制で臨ませてもらいたい、メリットが大きいと考えている、議会の指摘はもっともだが、改めて説明の機会をつくりたいと述べて、新年度予算の説明に入りました。にもかかわらず、その2月定例会の最終日直前に、非公開の場で、部制廃止にしますと報告し、新年度の方針は突然ひっくり返されました。その後人事異動があり、誰が聞いても行政の組織運営とはこのようなものであってはならないことは明白であり、このような体制でスタートを切ったことは誠に遺憾でした。

大切な年度当初に当たり、執行部の組織運営の乱れ、自治体の責任感の欠如の問題はさらにあります。12年間にわたる佐渡市の高齢者施設での介護報酬不正請求事件が12月には発覚していたにもかかわらず、ずっと議会に隠し、これも2月定例会が終わる直前に突然公表されました。所管の市民厚生常任委員会は既に閉じられていました。しかし、それから急遽再開され、12年間もの長きにわたる不正を審査する事態となりました。佐渡市内の民間の介護保険事業所を監督する立場にある自覚の欠如も併せて非常に遺憾な事態でした。その後始末は、いまだに続いています。

そして、市長部局と教育委員会の関係、教育委員会の独立性は守られなければいけません。昨年度は、これが非常に危うかったことが顕著でした。代表的なものは、学校給食センターのアウトソーシングの問題です。施政方針にも予算説明にも出てこなかった学校給食センターのアウトソーシングの説明が、突然5月に総務文教常任委員会に説明され、保護者や現場への説明も終わらないままに業者が決定されていました。教育委員会は説明のスケジュールを持っていたにもかかわらずです。しかも、アウトソーシングのほうが市の経費負担がかからないものということでありながら、実際は3,000万円も支出が増える計算であったということも明らかになりました。学校教育課の説明を受けるたびにちぐはぐな点が明らかになり、9月議会でこの議案は議員全員の反対を受け、否決となりました。

なぜこのような迷走をしたのか、私どもは決算審査をいたしました。学校教育課は、事務作業が間に合わない中、市長部局から期限厳守との強い指示があったということが判明しました。しかも、これらの経緯を教育委員会にもきちんと説明していなかったことも判明しました。レイマンコントロールと言われる教育委員会に対する市長部局による越権行為にもなりかねず、それを議会が止めるまで、教育委員会自らが止められなかった事態であったことは大変遺憾です。

次に、一般財団法人佐渡文化財団の問題です。この財団は、市が主導して設立させたにもかかわらず、2年度目も初年度同様の問題を繰り返していました。財団の内部監査が問題点を指摘していたことも、どの部局が、誰が真摯に受け止めたのかが見えず、これも議会が決算審査で問題にしてから、昨年度、市長が改善命令を出した感が拭えません。また、佐渡文化財団の事業や組織内部の問題は、新聞報道されているながら、市教育委員会での説明はなされていませんでした。このようにチェック体制が機能しないまま国や市の補助金を目いっぱい交付していたことは、信頼するに値せず、非常に遺憾でした。チェック体制が大事と繰り返していた前市政でありながら、委託事業の委託費には、競争性や公正性に疑問を残す1者見積りによる随意契約が多く見受けられました。随意契約の特殊事情について評価検証の説明を求めると、決算審査特別委員会の中で各課から説明を求めましたが、評価や検証の方法も危うい中、慣習として委託費が決まっている事業が多かったことは、税金の無駄遣いがあったと言わざるを得ません。

最後に、年度内に完成させる予定の市の最上位計画とされた佐渡市将来ビジョンの策定が実現しなかつ

たことも大変遺憾でした。昨年12月議会の直前に、A3用紙1枚の将来ビジョン概要の要旨をもって市民説明会が急遽なされました。市民から具体的な計画は分からないと言われる中、説明会は終了しました。これは、計画よりもチェックが大事としてきた前市政によるガバナンスの欠如に対する認識の甘さを最も象徴している出来事だったと思います。ついては、計画にうたう目標を定め、実績を積むべき行政運営は、さきの委員長報告で指摘したような在り方ではいけないと強く指摘し、同僚議員の皆様におかれましても共にこれは認定できないということを求め、私の討論を終わります。

○議長（佐藤 孝君） 以上で荒井眞理さんの反対討論は終わりました。

以上で議案第126号に関する討論を終結いたします。

これより議案第126号 令和元年度佐渡市一般会計歳入歳出決算の認定についての採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長報告は認定であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成する諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤 孝君） 起立多数であります。

よって、本案は認定されました。

ここで議場内の換気のため、15分間休憩いたします。

午後 3時59分 休憩

---

午後 4時15分 再開

○議長（佐藤 孝君） 再開します。

次に、議案第134号 令和元年度佐渡市五十里財産区特別会計歳入歳出決算の認定についての採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤 孝君） 起立多数であります。

よって、本案は認定されました。

次に、議案第135号 令和元年度佐渡市二宮財産区特別会計歳入歳出決算の認定についての採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤 孝君） 起立多数であります。

よって、本案は認定されました。

次に、議案第136号 令和元年度佐渡市新畑野財産区特別会計歳入歳出決算の認定についての採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤 孝君） 起立多数であります。

よって、本案は認定されました。

次に、議案第137号 令和元年度佐渡市真野財産区特別会計歳入歳出決算の認定についての採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤 孝君） 起立多数であります。

よって、本案は認定されました。

次に、議案第139号 令和元年度佐渡市水道事業会計決算の認定についてに関する委員長質疑に入ります。

中川直美君の質疑を許します。

中川直美君。

○18番（中川直美君） 通告に基づいて質疑をいたします。

上程のときも言いましたが、監査の決算審査意見書のまとめのところでは、現状のままの経営状態であって一般会計から云々ということは看過できないという大変厳しいご意見がついているものですからお尋ねをするわけではありますが、監査の決算審査意見書の性質別費用において、昨年度との比較では委託料が4,473万円増となっていると、33%ということで一番の増になっていると。これも上程のときに聞いたのですが、委託料において随意契約が多いことからこのような結果につながっているのではないかという点はどのような審査をされたのでしょうか。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

上杉決算審査特別委員長。

○決算審査特別委員長（上杉育子君） お答えいたします。

委託契約が多いことで委託料が4,473万円増加しているかという部分については、随意契約が多いということと、それから委託料の増加という点の関係性についての審査は特にしておりません。今回の報告には、ほかを含めて全体として委託契約が多いということもあり、委員会審査報告書のほうには契約について意見をつけている状況でございます。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） やっていないということならばしようがないのでありますが、ただ今委員長が言ったように、総論的な指摘、委託事業全般についてでも積算根拠が不明瞭、費用対効果が不明瞭と指摘をしていますし、財政課のところでは（２）の契約について、１者見積りによる随意契約を複数継続しているものが多い、そしてこういったことは市民から疑念を持たれぬように改善というふうには言っているわけがあります。仄聞するところによりますと、県内でも委託料の関係は随意契約が佐渡市は多いと。本年度の９月議会の答弁では全体の４２％が随意契約というふうには答弁をされております。これちょっと私県内の状況から見ても多いのではないかなというふうには思うのです。全て一般競争入札がいいとは言いませんが、できるだけ一般競争入札が原則でありますから、そういった視点でやっぱり見ておく必要があったのかなと思うのですが、やっていない以上、それ以上答弁がないと思うのですが、一応最後に聞いておきます。

○議長（佐藤 孝君） 上杉決算審査特別委員長。

○決算審査特別委員長（上杉育子君） お答えいたします。

水道事業の随意契約については、まさに中川議員のご指摘のとおりで、我々のほうとしては関係性については審査しておりませんが、ただ審査の中で、今まで１者の随意契約であったものが、少しずつ改善をして指名競争入札等できるものはそのようにしていつているというような説明もございましたので、水道事業に関しては少しずつ方向性が出てくるのかと判断しております。

以上でございます。

○議長（佐藤 孝君） 以上で議案第139号に関する委員長質疑を終結いたします。

これより議案第139号 令和元年度佐渡市水道事業会計決算の認定についての採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤 孝君） 起立多数であります。

よって、本案は認定されました。

次に、ただいま議決いたしました議案第126号、議案第134号から議案第137号まで及び議案第139号を除く決算審査特別委員会付託案件について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 異議なしと認めます。

よって、本案は認定されました。

---

#### 日程第４ 発議案第２０号

○議長（佐藤 孝君） 日程第４、発議案第20号 老齡基礎年金等の抜本的な改善を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

山田伸之君。

〔12番 山田伸之君登壇〕

○12番（山田伸之君）

発議案第20号

老齡基礎年金等の抜本的な改善を求める意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり佐渡市議会会議規則第14条の規定により提出する。

令和2年12月22日

佐渡市議会議長 佐藤 孝 様

提出者	佐渡市議会議員	山田伸之
賛成者	〃	平田和太龍
	〃	荒井眞理
	〃	山本卓
	〃	中村良夫

老齡基礎年金等の抜本的な改善を求める意見書

老齡基礎年金及び障害基礎年金の支給額は、高齢者や障害者の生活を保障されるものでなければならない。これまでも年金保険料の納付要件の見直し等によって年金受給要件を確保しているが、生活を保障するには不十分である。

厚生労働省は、年金支給額について、2013年10月から2015年4月までに3.4%を減額した。その後も削減は続けられ、2020年度では物価上昇率の伸びよりも0.3%低い改定となった。政府は、少子化と平均余命の伸びを理由に、この先30年にわたってマクロ経済スライドの調整率により基礎年金を30%も減額する計画であると伝えられている。

消費税増税、国民健康保険など医療関係の保険料及び介護保険料の負担増、コロナ禍での不況も相まって、年金の削減は年金生活者にとってトリプルパンチとなっている。年金のほとんどは消費に回るため、年金の減額は高齢者の購買意欲を低下させ、食生活さえ切り詰めなければならない状態をもたらし、地域経済と地方財政に大きな影響を与えている。さらに、毎年の年金の減額改定により生活保護世帯へ移行する高齢者も増えており、なお地方財政を圧迫する結果が生まれ、悪循環となっている。

このような危機的な状況の中、高齢者が安心して暮らしていけるようにすることはもちろんのこと、若者にとっても老後を心配することがないような年金の支給額にすることが必要である。

よって、国においては、次の事項の実現を強く求める。

記

老齡基礎年金等の支給額を改善すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議員各位のご賛同をお願いいたします。

○議長（佐藤 孝君） ただいま議題となっております発議案第20号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 異議なしと認めます。

よって、発議案第20号については委員会の付託を省略することに決しました。

これより発議案第20号 老齡基礎年金等の抜本的な改善を求める意見書の提出についての採決を行います。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第5 発議案第21号

○議長（佐藤 孝君） 日程第5、発議案第21号 コロナ禍による米価下落対策に関する意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

駒形信雄君。

〔14番 駒形信雄君登壇〕

○14番（駒形信雄君）

発議案第21号

コロナ禍による米価下落対策に関する意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり佐渡市議会会議規則第14条の規定により提出する。

令和2年12月22日

佐渡市議会議長 佐藤 孝 様

提出者	佐渡市議会議員	駒形信雄
賛成者	〃	佐藤定
	〃	山本健二
	〃	林純一
	〃	中川健二
	〃	広瀬大海

コロナ禍による米価下落対策に関する意見書

新型コロナウイルスの感染拡大による外食需要などの消失から、2019年産米の過大な流通在庫が生まれ、2020年産米の価格下落が発生した。

2020年産米における米穀を出荷する農家に対する農協の仮渡金は、供給過剰の見通しから、佐渡産コシヒカリでは前年比900円の下落、本県のブランド品種である「新之助」では前年比1,800円の下落と、2019年産米の金額を大きく下回る水準となっている。農業者からは「今年の仮渡金では経営的に非常に苦しい。トラクターなどの農機具の更新が来たら、農業を続けるかどうかを考えなければならない水準になっている」との声があがっている。

農協系列では、農林水産省の事業である周年供給・需要拡大対策を活用して、2020年産米のうち、20万

トン分を翌年秋に販売するために隔離するなど、生産側による対策が講じられるが、隔離効果による市場評価は極めて冷淡であるものとする。

さらに、農林水産省は本年10月16日、2021年産の主食用米の需要に見合った適正生産量を679万トンと設定した。これは2020年産米の生産量と比較すると50万トンの減産にあたり、作付け面積に換算すると10万ヘクタールの削減になることから、水田農業が脅かされかねない事態となるものである。

このような状況を回避するためには、新型コロナウイルスの感染拡大により発生した過剰在庫分を市場から隔離することや備蓄米を追加で購入することなど、国が責任をもって特別な隔離対策を行うことが必要であるとする。

よって、国においては、次の事項の実現を強く求める。

#### 記

- 1 新型コロナウイルスの感染拡大の影響に伴い需要の消失により生まれた2019年産米の過剰在庫分及び2020年産米の供給過剰分を備蓄米として追加買入を行い、2020年及び2021年の主食用米の需給環境を改善し、2020年産米の価格下落を阻止するとともに、2021年産米の過大な生産調整の危機を回避すること。
- 2 2019年産米の過剰な在庫による保管経費等に対し、補助の拡充を行うこと。
- 3 主食用米から飼料用米への転換にあたっては、産地交付金などの加算をはかり、主食用米並みの所得を生産者に補償すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

#### コロナ禍による米価下落対策に関する意見書

新型コロナウイルスの感染拡大による外食需要などの消失から、2019年産米の過大な流通在庫が生まれ、2020年産米の価格下落が発生した。

2020年産米における米穀を出荷する農家に対する農協の仮渡金は、供給過剰の見通しから、佐渡産コシヒカリでは前年比900円の下落、本県のブランド品種である「新之助」では前年比1,800円の下落と、2019年産米の金額を大きく下回る水準となっている。農業者からは「今年の仮渡金では経営的に非常に苦しい。トラクターなどの農機具の更新が来たら、農業を続けるかどうかを考えなければならない水準になっている」との声があがっている。

農林水産省は本年10月16日、2021年産の主食用米の需要に見合った適正生産量を679万トンと設定した。これは2020年産米の生産量と比較すると50万トンの減産にあたり、作付け面積に換算すると10万ヘクタールの削減になることから、水田農業が脅かされかねない事態となるものである。

このような状況を回避するためには、国による特別な支援対策はもちろんのこと、新潟県としても対策を講じる必要があるとする。

よって、新潟県においては、次の事項の実現を強く求める。

#### 記

主食用米から飼料用米への転換にあたっては、転換拡大要件の緩和を国に強く働きかけるとともに、国の産地交付金を最大限活用できるよう新潟県独自の支援を行い、生産者の所得確保に努めること。  
以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議員各位のご賛同をお願いいたします。

○議長（佐藤 孝君） ただいま議題となっております発議案第21号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 異議なしと認めます。

よって、発議案第21号については委員会の付託を省略することに決しました。

これより発議案第21号 コロナ禍による米価下落対策に関する意見書の提出についての採決を行います。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第6 発議案第22号

○議長（佐藤 孝君） 日程第6、発議案第22号 北朝鮮による拉致問題の早期解決を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

荒井眞理さん。

〔13番 荒井眞理君登壇〕

○13番（荒井眞理君）

発議案第22号

北朝鮮による拉致問題の早期解決を求める意見書の提出について  
上記の議案を別紙のとおり佐渡市議会会議規則第14条の規定により提出する。

令和2年12月22日

佐渡市議会議長 佐藤 孝 様

提出者	佐渡市議会議員	荒井眞理
賛成者	〃	金田淳一
	〃	室岡啓史
	〃	稲辺茂樹
	〃	中川直美
	〃	北啓
	〃	山田伸之

#### 北朝鮮による拉致問題の早期解決を求める意見書

新潟県では、昭和52年11月に新潟市で当時中学1年生だった横田めぐみさんが、昭和53年に柏崎市で蓮池薫さん、蓮池祐木子さんが、同年8月に当市で曾我ひとみさん、曾我ミヨシさんの5名が北朝鮮に拉致された。横田めぐみさんと曾我ミヨシさんは、いまだに帰国を果たせていない。また、県内には拉致の疑

いのある特定失踪者が6名おられ、現在も安否がわからないままである。

平成26年5月の日朝政府間協議において、北朝鮮政府は特別調査委員会を設置し、日本人拉致被害者等の全面調査を約束したにもかかわらず、一方的な調査の全面中止と同委員会の解体を発表した。

拉致被害者家族の高齢化は一刻の猶予もなく、拉致被害者家族会と救う会は、平成31年2月に初めて金正恩朝鮮労働党委員長あてに「全拉致被害者の即時一時帰国を決断してほしい」とする共同メッセージを発信し、令和元年5月には米国のトランプ大統領との面会を通じ、問題解決に向けた協力を改めて訴えた。

令和2年6月、横田めぐみさんの父、滋さんがめぐみさんとの再会を果たせないまま他界された。拉致被害者及び特定失踪者家族の痛切な思いを共有するとともに、このような悲劇が繰り返されてはならない。

よって、国においては、下記事項を確実に実現されるよう、強く求める。

#### 記

北朝鮮による拉致被害者及び特定失踪者全員の早期帰国及び真相の究明に向け、国際情勢に鑑みて、時機を逸することなく、国を挙げて全力で取り組むこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議員各位のご賛同をお願いいたします。

- 議長（佐藤 孝君） ただいま議題となっております発議案第22号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（佐藤 孝君） 異議なしと認めます。

よって、発議案第22号については委員会の付託を省略することに決しました。

これより発議案第22号 北朝鮮による拉致問題の早期解決を求める意見書の提出についての採決を行います。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（佐藤 孝君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第7 議案第168号

- 議長（佐藤 孝君） 日程第7、議案第168号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。市長から提案理由の説明を求めます。

市長、渡辺竜五君。

〔市長 渡辺竜五君登壇〕

- 市長（渡辺竜五君） それでは、追加議案の上程をさせていただきます。

議案第168号 人権擁護委員候補者の推薦について。本案は、佐渡市の人権擁護委員、本間明美氏の任期が令和2年12月31日をもって満了となるため、その後任の候補者として川原晴夫氏を推薦することについて議会の意見を求めるものです。

よろしくご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（佐藤 孝君） ただいま議題となっております議案第168号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 異議なしと認めます。

よって、議案第168号については委員会の付託を省略することに決しました。

これより議案第168号 人権擁護委員候補者の推薦についての採決を行います。

本案は同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 異議なしと認めます。

よって、本案は同意されました。

---

#### 日程第8 議案第169号

○議長（佐藤 孝君） 日程第8、議案第169号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。市長から提案理由の説明を求めます。

渡辺市長。

〔市長 渡辺竜五君登壇〕

○市長（渡辺竜五君） 議案第169号 人権擁護委員候補者の推薦について。本案は、佐渡市の人権擁護委員、北恭子氏の任期が令和3年3月31日をもって満了となるため、その後任の候補者として野崎克裕氏を推薦することについて議会の意見を求めるものです。

よろしくご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（佐藤 孝君） ただいま議題となっております議案第169号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 異議なしと認めます。

よって、議案第169号については委員会の付託を省略することに決しました。

これより議案第169号 人権擁護委員候補者の推薦についての採決を行います。

本案は同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 異議なしと認めます。

よって、本案は同意されました。

---

#### 日程第9 委員会の閉会中の継続審査の件

○議長（佐藤 孝君） 日程第9、委員会の閉会中の継続審査の件を議題といたします。

各委員長からお手元に配付したとおり閉会中の継続審査等の申出があります。

お諮りします。各委員長からの申出のとおり閉会中の継続審査等に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査等に付することに決しました。

---

○議長（佐藤 孝君） これで本日の日程は全て終了しました。

ここで、市長から発言を求められておりますので、これを許します。

渡辺市長。

〔市長 渡辺竜五君登壇〕

○市長（渡辺竜五君） それでは、令和2年第9回市議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

初めに、本定例会に提案いたしました議案につきましては、慎重なご審議をいただき、厚くお礼申し上げます。今議会では、条例、補正予算、指定管理などの議案のほか、一般質問では12人の議員の皆様から市政全般にわたり多くのご意見、ご提言をいただきました。また、決算審査特別委員会審査報告により、多くのご指摘もいただいたところでございます。それらのご意見、ご指摘を参考にして、今後の施策につなげてまいります。

新型コロナウイルス感染症につきましては、全国的に新規感染者数や重症者数が連日過去最多を更新しており、新潟県も警報を発令し、慎重な行動を取るよう呼びかけております。佐渡市では、市民の皆様のご協力により感染が抑えられている状況ではございますが、年末年始の帰省シーズンを迎えるに当たり、市民とご家族の皆様へ、帰省前からの健康管理など感染予防対策の徹底を再度お願い申し上げているところでございます。

一方、市の感染症対策事業につきましては、国、県の事業を最大限活用し、これまでに雇用の確保や事業者の損失補填、医療機関や施設等への支援、さらに子育て支援策、経済活性化に向けたプレミアム商品券などを進めており、今後も国の第三次補正予算の状況をしっかりと踏まえながら、適切なタイミングで速やかに対策を講じてまいりたいと考えております。

防災拠点庁舎建設事業につきましては、現在基本設計の見直しを行っているところでございます。建設の賛否を問う住民投票条例制定の署名を重く受け止めておりますが、合併特例債の活用による佐渡市の財政負担の低減を始め、防災力強化への迅速な対応、市民の利便性の向上など、将来の佐渡を支える子供たちへの課題や負担を先送りにしないことも重要であると考えているところでございます。今後も地域でのタウンミーティング等において、正しい情報を分かりやすく丁寧にお伝えしていきたいと考えております。

佐渡汽船への支援につきましては、本議会の会期中、関連予算の追加上程を考えておりましたが、関係機関との協議が間に合わないとの申出により、議案上程を見送ることにいたしました。議会や市民の皆様には十分な説明と議論を行える準備が整い次第、早急に議会でご審議をお願いしたいと考えているところでございます。

一方で、大変うれしいニュースもございました。先月28日、第13回新潟県6年生選抜交流野球大会において、佐渡市6年生選抜野球チームが県内50チームの頂点に立ち、見事に優勝いたしました。選手や関係者の皆様は、来年3月に千葉県で開催される全国大会で離島旋風を巻き起こすような大活躍ができるよう、市民の皆様と一丸となり、応援してまいりたいと考えているところでございます。

12月に入り、冬の寒さも一段と増してまいりました。長期予報では平年に比して気温が低くなるよう  
ございます。市民の皆様におかれましては、水道管の凍結防止など、気象情報や市からのお知らせをご確  
認の上、対策いただくとともに、併せて、火災や交通事故など十分にご注意をいただきますようお願い申  
し上げます。

結びになりますが、年末年始を間近に迎え、何かと慌ただしい時節柄でございます。議員の皆様におか  
れましては、くれぐれも健康にご留意いただき、よい新年をお迎えくださいますようご祈念申し上げ、閉  
会のご挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

---

○議長（佐藤 孝君） 以上で会議を閉じます。

令和2年第9回（12月）佐渡市議会定例会を閉会いたします。

午後 4時36分 閉会

---

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 佐 藤 孝

署 名 議 員 山 本 卓

署 名 議 員 中 村 良 夫